WEB を通じて申し込まれた貯蓄預金に関する特約

1. 適用の範囲

(1) この特約は、みずほ銀行アプリ（みずほ銀行アプリ利用規定第 1 条第 1 項で定義されるものをいいます。）上に表示される申込導線を通じてされた申込みに基づき口座が開設された貯蓄預金（以下「本件貯蓄預金」といいます。）に適用されます。

(2) 前項の規定にかかわらず、第 4 条第 2 項の規定により印鑑（または署名鑑）の届出がされ、または、第 6 条第 3 項の規定に基づきキャッシュカードが発行された本件貯蓄預金は、この特約の適用対象外となります。

2. 関連規定の適用

(1) 本件貯蓄預金には、みずほ貯蓄預金規定その他の貯蓄預金に適用される規定のうち、印章、署名、通帳（第 5 条第 3 項の規定に基づき通帳が発行された場合を除きます。）およびキャッシュカードの使用を前提とした条項は適用されません。

(2) この特約は、みずほ貯蓄預金規定その他の貯蓄預金に適用される規定（前項に規定する本件貯蓄預金に適用されない条項を除きます。以下「原規定」といいます。）と一体として取り扱われるものとし、原規定とこの特約とで相違がある場合にはこの特約が優先して適用されるものとします。

3. みずほダイレクトの利用

(1) 本件貯蓄預金の預金者（以下「対象預金者」といいます。）は、本件貯蓄預金をみずほダイレクト（みずほダイレクト規定第 1 条第 1 項で定義されるものをいいます。以下同じ。）の利用口座として登録するものとします。

(2) 本件貯蓄預金の払戻しは、当行が別途認める場合を除き、みずほダイレクトを利用した対象預金者名義の預金口座への振替により行うものとします。

(3) 対象預金者は、本件貯蓄預金を保有している間においては、みずほダイレクトの契約およびみずほダイレクトの代表利用口座である普通預金口座を解約することはできず、また、当該口座について発行されたキャッシュカードの利用を取りやめることはできません。

4. 印鑑（または署名鑑）の届出

(1) 本件貯蓄預金の口座開設に当たり、対象預金者は、印鑑（または署名鑑）を届け出ることはできません。

(2) 本件貯蓄預金の口座開設後、対象預金者は、当行所定の手続により、印鑑（または署名鑑）を届け出ることができます。

5. 通帳の発行

(1) 本件貯蓄預金の口座開設に当たり、通帳は発行されません。

(2) 本件貯蓄預金の口座開設後、対象預金者は、当行所定の手続により、通帳の発行を申し込むことができます。

(3) 前項に規定する申込みに応じて当行が通帳を発行する場合は、当行所定の手数料をいただきます。

6. キャッシュカードの発行

(1) 本件貯蓄預金の口座開設に当たり、キャッシュカードは発行されません。

(2) 本件貯蓄預金の口座開設後、対象預金者は、当行所定の手続により、キャッシュカードの発行を申し込むことができます。

(3) 前項に規定する申込みに応じて当行がキャッシュカードを発行する場合は、当行所定の手数料をいただきます。

7. 店頭での手続

(1) 本件貯蓄預金の解約、本件貯蓄預金を対象とする貯蓄預金スイングサービス（みずほ貯蓄預金スイングサービス規定第 1 条第 1 項で定義されるものをいいます。）の申込み・届出事項に係る変更・解約、対象預金者に係る各種届出事項の変更その他の手続を当行の店頭で行う場合、当行所定の払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合することおよび通帳の提出を受けること（本件貯蓄預金の解約その他の原規定において通帳が必要とされる取引を行う場合で第 5 条第 3 項の規定に基づき通帳が発行されているときを除きます。）に代えて、次のいずれかの方法によるものとします。

① みずほダイレクトの代表利用口座のキャッシュカードを所定の機器に読み取らせ、入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法で照合する方法

② みずほダイレクトの代表利用口座のキャッシュカードを所定の機器に読み取らせ、みずほ銀行アプリ利用規定第 3 条第 6 項に定める生体認証機能を用いて認証が行われたことを確認する方法

③ 複数の本人確認書類の提示、生体情報との照合その他の当行所定の方法をもって正当な取引であることを確認する方法

(2) 対象預金者は、前項第 1 号または第 2 号の方法による場合、みずほキャッシュカード規定（個人のお客さま用）の定めにかかわらず、みずほダイレクトの代表利用口座のキャッシュカードを前項の手続を行うために利用することに同意します。

8. 免責事項

前条第 1 項に定める手続において、届出印の照合に代わり前条第 1 項各号に定める方法により本人に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの手続につき事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

9. 特約の変更

(1) この特約の各条項その他の条件は、民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはウェブサイト掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（2026 年 10 月 23 日現在）